

日本労働弁護団編著『新労働相談実践マニュアル』

正誤表

発行 日本労働弁護団

2021年12月24日 初版第1刷発行

- 81頁「4 賃金債権の消滅時効」の最終行
(追加) 「付加金(後述の6(3)③を参照)の請求は、労基法違反(労基法20条、26条、37条、39条7項違反)があった時から2年以内にしなければならないと除斥期間が定められていたが、上記改正により2020年4月1日以降の法違反について、5年に延長しつつ当面の間3年とされた(労基法114条但書、143条2項)」。
- 190頁: 「②育児介護休業法による配慮義務」の本文6行目
(追加) 「…により全部改正」のあとに、「最終改正: 令3.9.30厚労告365,366号」を追加。
- 215頁: 「参考傷病手当金の概要」の本文4行目
(誤) 「支給期間は、同一の疾病または負傷に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6ヵ月を超えない(支給日数が1年6ヵ月分ということではなく、支給期間の限度が暦で1年6ヵ月という意味である)。」
(正) 「支給期間は、2022年1月1日からは、支給開始日から通算して1年6ヵ月に達する日までと法改正された(支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6ヵ月を超えても、繰り越して支給可能になる)。2021年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6ヵ月を経過していない傷病手当金(2020年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金)も、上記改正の対象となる。」
- 229頁: 「(2)①セクハラ防止義務」の下から2行目
(追加) 「平28.8.2厚労告314号」のあとに、「令2.1.15厚労告6号」を追加。
- 230頁3行目
(追加) 「平28.8.2厚労告312号」のあとに、「令2.1.15厚労告6号で改正」を追加。
- 230頁10行目(「③パワハラ防止措置義務」の直上の行)
(追加) 「平21.12.28厚労告509号」のあとに、「令2.1.15厚労告6号で改正」を追加。
- 247頁下から3行目
(追加) 「…の運用について」のあとに、「(平10.11.13職福一-442。最終改正: 令2.4.1職職一-143)を追加。
- 255頁: 「(2)禁止される不利益取扱いの例」の本文4行目
(追加) 「育介休指針(平21.12.28厚労告509号)のあとに、「190頁の②を参照」を追加。
- 261頁: 「(1)通達・指針の活用」の本文7行目
(追加) 「一部改正」のあとに、「(最終改正は、令2.4.1職職一-143)」を追加。
- 283頁: ①の2番目の「参考」の表題部1行目
(追加) 「平成31年1月」のあとに「令和3年10月」を追加。
- 389頁: POINTの2番目の「*」
(誤) 「…雇用保険法上の退職者給付の仮給付…」
(正) 「…雇用保険法上の求職者給付の仮給付…」

以上